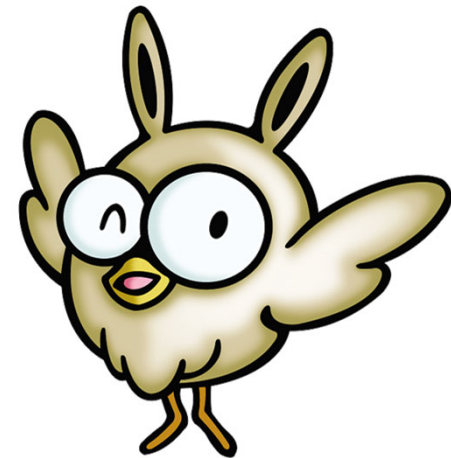


令和元年度政策評価に関する統一研修

規制の政策評価に関する研修 テキスト

令和元年12月18日（水）



ひょうちゃん
(政策評価マスコットキャラクター)

規制の政策評価の位置付け

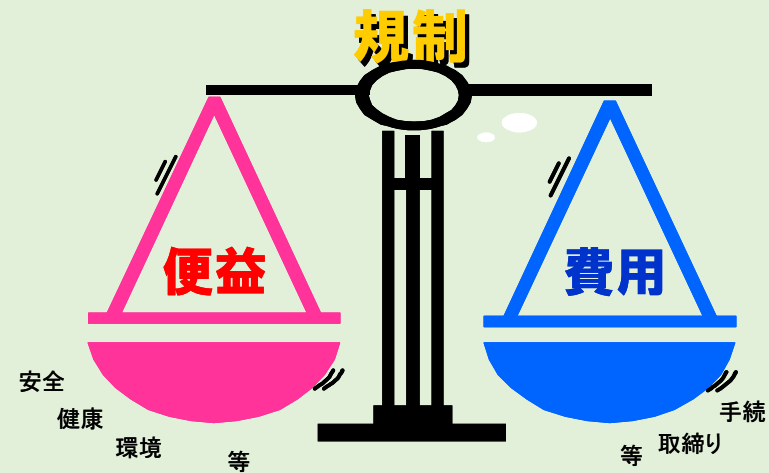
規制の政策評価の目的

- ① 発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること。
- ② 国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し、説明責任を果たすこと。

規制がもたらす効果（便益）と費用（負担）を比較・分析することで、**効果が費用を正当化できるかどうか**を評価する。

安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現により得られるプラスの面

規制により発生する国民の負担（設備投資や手続費用）などのマイナスの面



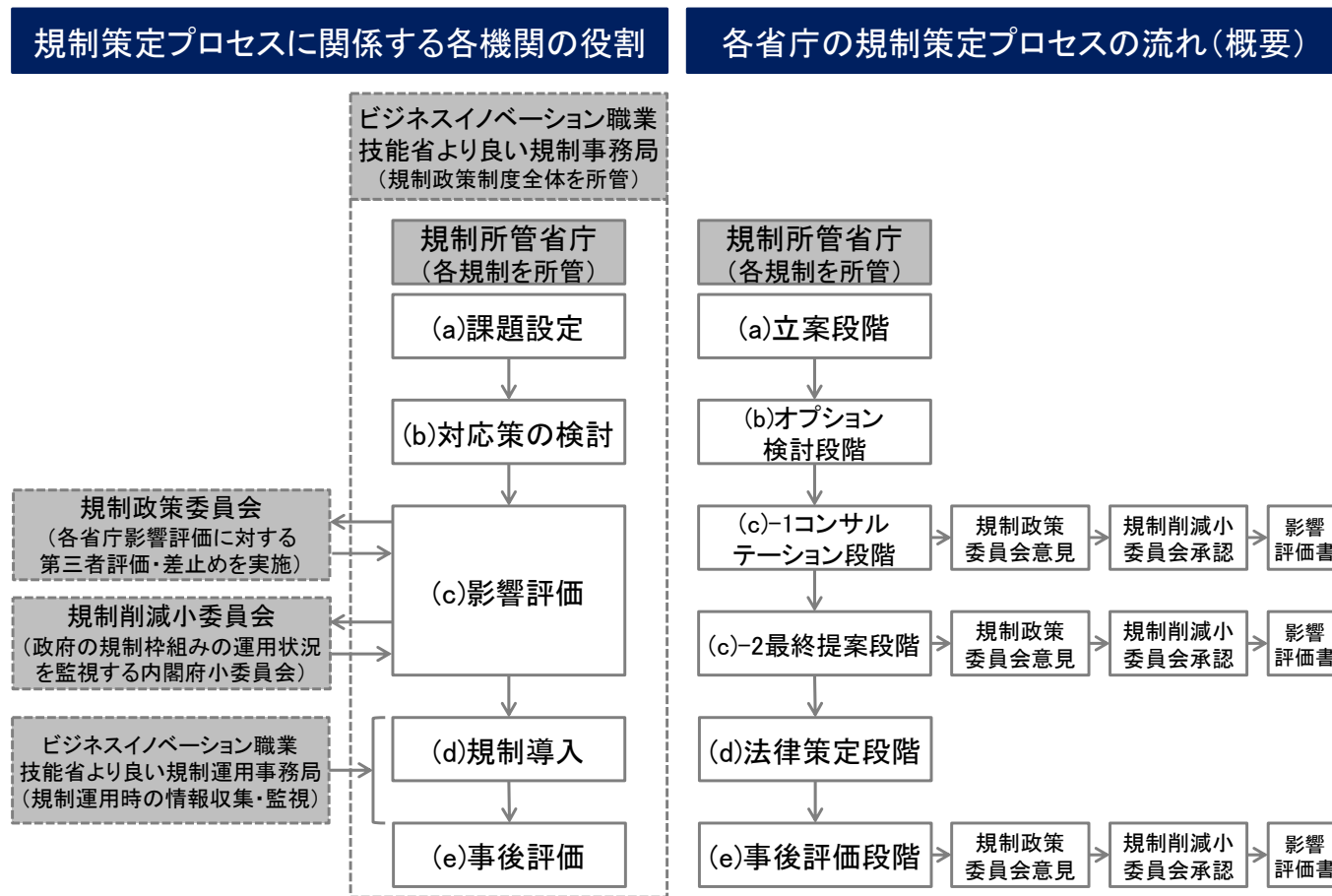
特に①の目的を達成するためには、
規制の立案・検討段階において、
事前評価を活用する必要

①の目的が
重要！

<参考>

欧米を中心とする諸外国では、規制策定プロセスの一部として**規制影響評価** (Regulatory Impact Assessment: **RIA**) が取り込まれている。

例: 英国における規制策定プロセスに関する各機関の役割と各省庁の規制策定プロセスの流れ



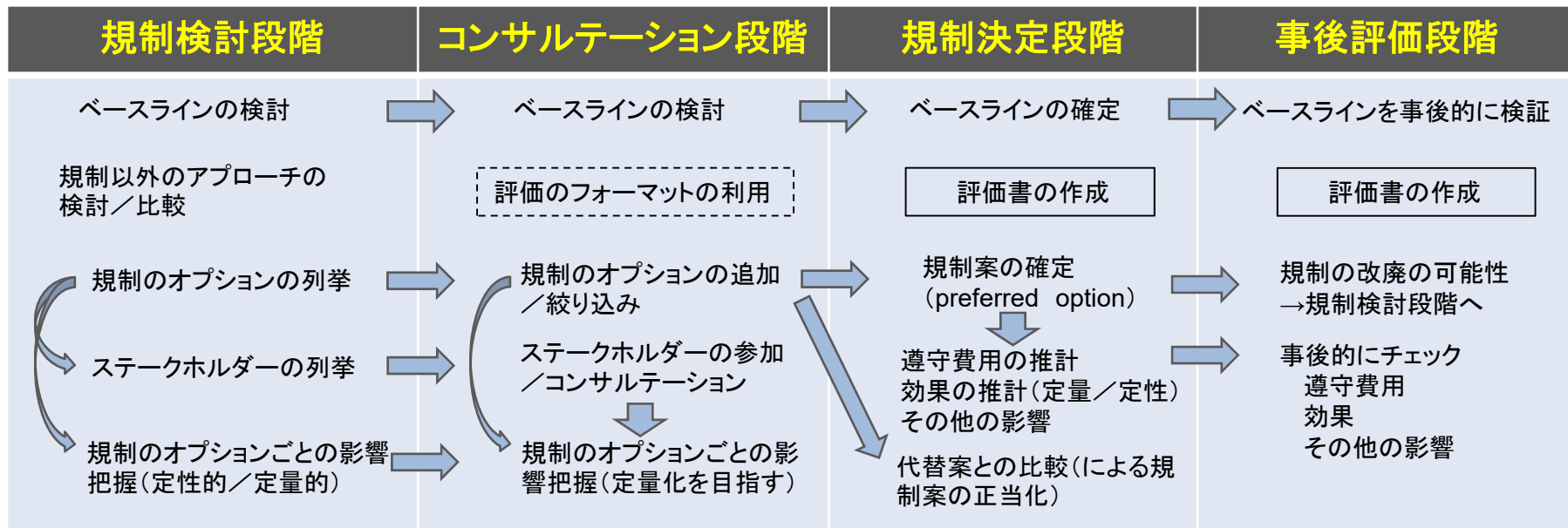
出典: 英国における規制の政策評価に関する調査研究 (平成28年3月総務省)

規制のライフサイクルにおける評価の活用方法

■ 規制のライフサイクル

- 規制の事前評価が最も効果を発揮するのは、規制の検討時期に内容決定の参考資料として用いられる場合であり、規制の検討から見直しに至るまでの一連を「規制のライフサイクル」と捉え、各段階で評価の内容を活用

<規制立案プロセスと規制の政策評価プロセス>



(説明)

- ・規制検討段階: 課題が明らかになり、何らかの対応が必要となった際に、規制を含めたその対応を行政機関内の担当部署で検討している段階
- ・コンサルテーション段階: 規制案について、審議会等での検討・議論や利害関係者からの意見聴取等を行う段階
- ・規制決定段階: コンサルテーション段階後、法案の国会提出準備や政令案決定に向けたパブリックコメント等を行う段階
- ・事後評価段階: 導入された規制について、見直しを検討する段階

規制の策定プロセスの各段階で、規制の事前評価における各要素を活用して、内部での検討や審議会・ステークホルダーとの議論のたたき台として活用

→ 活用状況を、評価書の「その他の関連事項」欄に記載

規制の政策評価の対象

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律

行政機関は、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち**政令で定めるもの**を決定しようとするときは、**事前評価を行わなければならない**(法9条)

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

法律又は政令により、規制(※)を新設又は改廃することを目的とする政策(施行令3条6号)

※ 施行令において、規制を「**国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用**」と定義

義務付け対象外

総務省令で除外

(第1条関係)

- ・ 国税又は地方税の賦課又は徴収
- ・ 保険料等の賦課又は徴収
- ・ 裁判手続等
- ・ 行政審判手続
- ・ 犯罪の捜査、少年事件の調査、犯則事件の調査
- ・ 裁判の執行
- ・ 補助金等の交付の申請手続等
- ・ 自衛隊の防衛出動等

(第2条関係)

- ・ 保存、作成、掲示、交付などを行うための書面の種類、記載事項若しくは様式の**軽微な変更**(電磁的記録も同様)

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」で除外

- 「国民」に対する作用ではない規定
- 「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定
- その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定

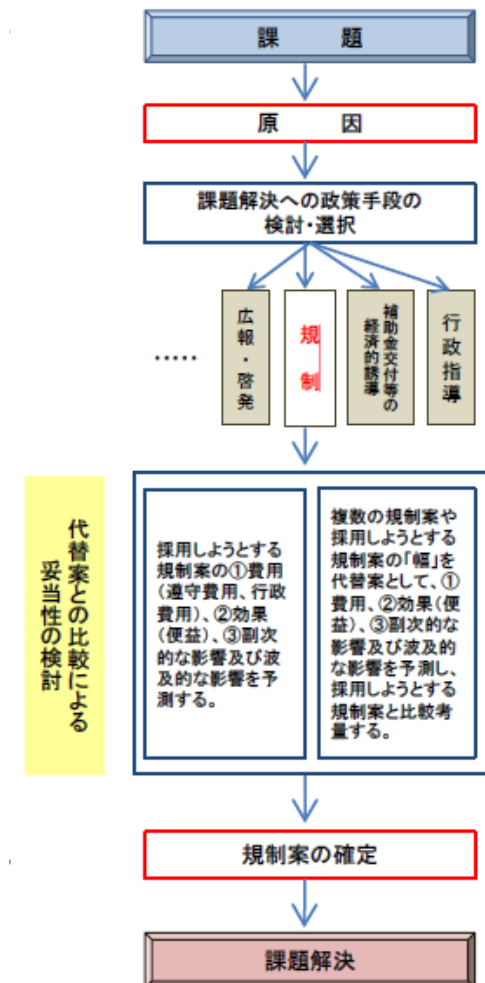
- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
 - ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
 - ・ 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人等のみに適用される規定
 - ・ 公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生、外国(法)人のみに適用される規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定
- ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定

※ 迷う場合は、総務省行政評価局政策評価課にご相談ください。

規制の事前評価の進め方

- 規制の事前評価に当たっては、次の6項目に沿って進める。
- 必ずしもこの順番で進める必要はなく、規制のライフサイクルに沿って必要な要素から検討する。

<p>STEP1 規制の目的、内容及び 必要性</p>	<p>現状の課題を示し、発生原因を分析し、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。 また、ベースラインを設定し、非規制手段も含めて比較検討する。</p>
<p>STEP2 影響の評価</p>	<p>規制の影響を可能な限り定量的に把握する。 ① 影響項目(直接・間接)の列挙 ② 直接的な費用のうち遵守費用については、特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量的に把握 ③ 直接的な効果(便益)を可能な限り定量的に推計(金銭価値化できれば望ましい) ④ 副次的な影響・波及的な影響について可能な範囲で定量的に把握</p>
<p>STEP3 費用と効果(便益)の関係</p>	<p>効果(便益)が費用を正当化できるか分析し、その結果を論理的に説明する。</p>
<p>STEP4 代替案との比較</p>	<p>想定される代替案(他の規制手段)についても、STEP3と同様の分析を行い、新設又は改廃しようとしている規制の方が望ましいことを示す。</p>
<p>STEP5 その他の関連事項</p>	<p>規制の検討段階やコンサルテーション段階における評価の活用状況を説明する。(審議会等において、事前評価書に記載すべき要素である規制の対象見込件数、費用や効果の額などについて検討した内容を記載)</p>
<p>STEP6 事後評価の実施時期等</p>	<p>事後評価を実施する時期を明記した上、事後評価において、費用・効果(便益)・間接的な影響を把握するための指標を設定する。</p>



規制の目的、内容及び必要性 ~ベースライン~

- 規制の新設又は改廃を実施しなかったら、この先どのようになるのかを想定し、これをベースラインとした上で、規制の新設又は改廃を実施した場合と比較して、その差分を規制の新設又は改廃の影響と考える。
- ベースラインは、5～10年度後程度を想定しているが、課題によっては、さらに長期を想定する場合もあり得る。また、現状がこの先変化しないと見込まれる場合等では現状をそのままベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断する必要がある。

(例)

○ …に関するベースライン

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

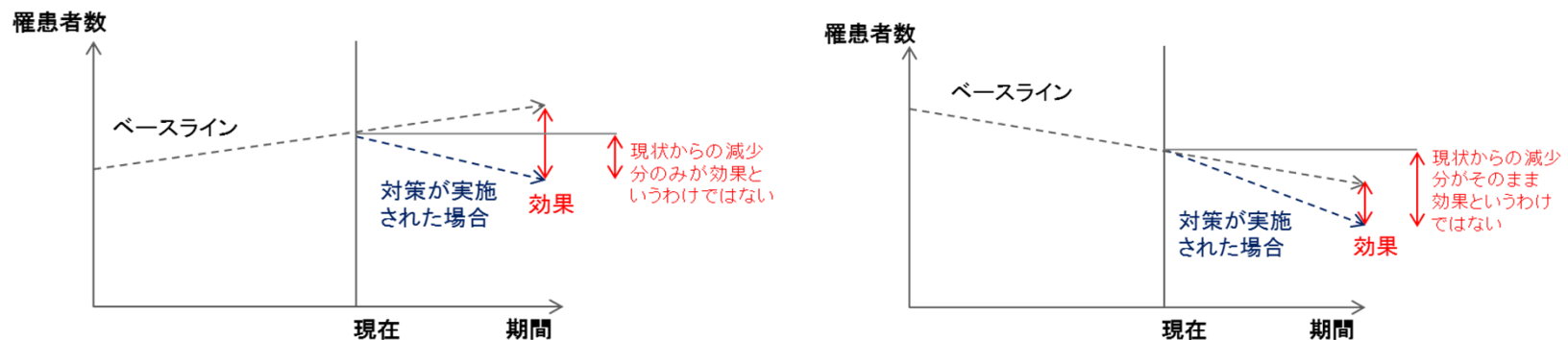
※H30までは実績

※R1から推計

※ 平成27～30年度の数值は、「…統計」に基づき記載

※ 令和元～5年度の数值は、過去の推移に基づく推計値を記載

【ベースラインから効果を測定する場合の留意点】



規制の目的、内容及び必要性

～課題及びその発生原因、課題解決の手段の検討～

- なぜ規制を行うのかについて、現状の制度や社会経済情勢等を踏まえ、その背景、課題、課題発生の原因、課題解決の手段について記載
- 具体的には、「課題及びその発生原因」、「規制以外の政策手段の検討」、「規制の内容」に分けて記載することが望ましい。

※ EBPMの観点からも、課題は何か、課題の発生原因は何か、課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」・「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載することに留意

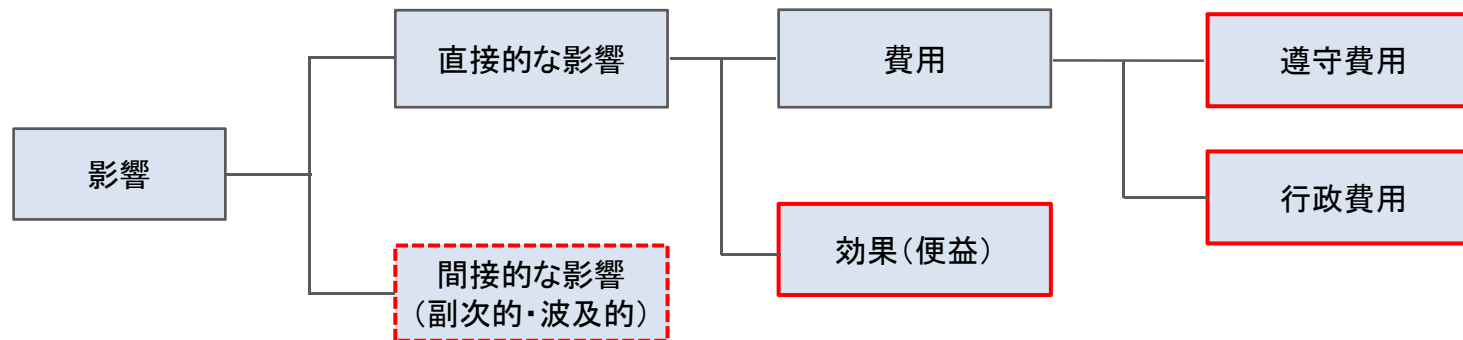
<規制以外の手段の例>

区分	取組	内容
経済的インセンティブ	課税、課徴金	規制対象の行動や行動の結果に対して、税金を課したり、課徴金を追加し、規制に代わる行動を促す。
	助成金、税制優遇	規制の対象となる行動等を行わないことやその結果に対して、助成金を交付したり、税制優遇を行うことで、規制に代わる行動を促す。
	取引可能な許可	二酸化炭素排出権取引にみられるように、取引可能な所有権や許可を設定し、規制に代わる行動を促す。
情報提供	啓発、キャンペーン	キャンペーンにより、十分な周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
	きめ細かな情報提供	きめ細かな情報提供等により、周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
自発的アプローチ	強制力のない認証制度、品質保証マーク等	強制力はないものの、認証制度や品質保証マーク等により取得した資格等により、対外的に認知度等が高まる。
	保証協定	自主的な保証協定の締結を促すことで、品質等の確保などの行動を促す。
	ガイダンス、行動規範	ガイダンスや行動規範を提示し、取組を促すことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。
	自主基準、自主規制	自主基準や自主規制を実施してもらうことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。

影響の評価 ～影響項目の列挙～

■ 影響の特定

- 規制の新設又は改廃によって、新たに発生又は変化する社会、経済、環境等への具体的な影響項目を可能な限り列挙する。
- 想定される影響は、以下のように類型化できる。



区分	概要
費用	規制の新設又は改廃によって発生する負の影響(費用) 費用は、「 遵守費用 」(国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用)と、「 行政費用 」(規制主体(行政)が規制の導入や管理等のために負担する費用)とに分けられる。 例) 設備の導入・維持管理のための費用、各種手続のための費用、行政費用:検査・モニタリングの費用等
効果(便益)	規制の新設又は改廃によって発生する正の影響(効果) なお、金銭価値化できた効果を「 便益 」という。 例) 安全確保のための器具や施設の整備による被害の減少、規制緩和による手続き費用の減少等
間接的な影響 (副次的・波及的な影響)	規制の新設又は改廃によって間接的に発生する正及び負の影響 例) 安全確保のための機器の設置が義務付けられることによって、対象事業者の経営が圧迫される等

影響の評価 ～直接的な費用～

- ・ **遵守費用**は、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、**少なくとも定量化**（ただし、概算が分かる程度で十分）
- ・ **行政費用**は、**可能な限り定量化又は金銭価値化**（ただし、概算が分かる程度で十分）

ア 遵守費用の計算式例

	内部実施費用	外注費用
初回費用	事務作業費用 = 労働費用（¥/時間） × 作業時間（時間・分） × 実施回数（回） × 影響を受ける企業数（社）	事務作業費用 = 購買費用（¥） × 実施回数（回） × 影響を受ける企業数（社）
継続費用	事務作業費用 = 労働費用（¥/時間） × 作業時間（時間・分） × 実施回数（回/年） × 実施頻度（何年に1回） × 影響を受ける企業数（社）	事務作業費用 = 購買費用（¥） × 実施回数（回/年） × 実施頻度（何年に1回） × 影響を受ける企業数（社）

<参考> 遵守費用の代表的な費用要素

- ① **直接的な金銭支払い**
 手数料や課徴金という形で直接行政に対して支払う費用要素
- ② **設備投資費用**
 通常初年度にまとめてかかる費用であり、耐用年数ごとに更新することになる。
- ③ **ランニングコスト(運転費用)**
 毎年その活動量に応じてかかる費用で、要素としては、電気・水道・ガス代、燃料費、人件費、計測費、委託費などが想定される。なお、減価償却費は含めてはならない。
- ④ **事務作業費用(※いわゆる行政手続費用)**
 規制の要求に対応するために行う、情報の収集、書類の作成等に追加的にかかる費用

<遵守費用の原単位例>

【平均給与額(年間)】

産業計	4,407千円
産業計 うち正規社員	5,035千円

【出典】平成30年分民間給与実態統計調査

【年間総労働時間(実労働時間数)】

事業所規模5人以上	1,721時間
事業所規模30人以上	1,781時間

【出典】労働統計要覧(平成29年度)

労働費用(時給): 5,035千円 ÷ 1,781時間 = 約2,800円

イ 行政費用の計算式例

行政費用の主なカテゴリー	計算式(例)	
	初回費用	継続費用
研修実施	研修費用(¥/時間) × 研修時間(時間・分/回) × 実施回数(回/年) × 主体数(社・人・団体)	研修費用(¥/時間) × 研修時間(時間・分/回) × 実施回数(回/年) × 主体数(社・人・団体)
追加的な人員・体制の配置	労働費用(¥/時間) × 作業時間(時間・分) × 実施回数(回/年) × 主体数(社・人・団体)	労働費用(¥/時間) × 作業時間(時間・分/回) × 実施回数(回/年) × 主体数(社・人・団体) 又は、 追加的人件費(¥/人) × 必要人員数(人/対象) × 主体数(社・人・団体)
ライセンス付与、認可、認証		
検査・評価の実施、モニタリング		
情報提供、ガイドライン等作成		

影響の評価 ～直接的な効果～

- 効果(便益)について、受益者を示した上で、**可能な限り定量的に推計する。**

$$\text{便益価値} = \text{原単位} \times \text{主体数} \times \text{発生確率}$$

参考 【便益要素ごとの金銭価値化の考え方】

便益要素		金銭価値化の方法	金銭価値化の考え方
市場財	時間	賃金分析	節減される時間に、単位時間あたりの賃金を乗することで推計する。 「削減される時間」×（「年間賃金（¥）」／「年間労働時間（h）」）
	訓練	収入・賃金分析	訓練による企業の収益増加分と社員の給与増加分をもとに推計する。 （「訓練後の収益」－「訓練前の収益」）＋（「訓練後の給与」－「訓練前の給与」）
非市場財	環境	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、環境の改善に対して人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）、又は環境の悪化に対して人々が支払って欲しいと考える額（受入補償額）を尋ねることによって推計する。 「支払意思額又は受入補償額（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
		ヘドニック法	環境の変化による、その土地の市場価格の変化をもとに推計する。環境等の質的な変化は、市場価格等にキャピタライズして帰着するという考えに基づいている。 （「改善後の地価（¥）」－「改善前の地価（¥）」）×「影響を受ける範囲」
	生命/健康	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、長寿や健康のために人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）を尋ねることによって推計する。 「支払意思額（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
	社会的便益	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、社会的便益のために人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）を尋ねることによって推計する。 「支払意思額（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
		代替法	代替可能な市場財に人々が支払う費用（価格）をもとに推計する。 「代替財の価値（¥）」×「規模」
施設	トラベルコスト法	訪問地までの旅行費用（トラベルコスト）と訪問回数との関係をもとに推計する。 「旅行費用（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」	

影響の評価 ～副次的な影響、波及的な影響～

- ・ 規制によって直接的にもたらされる費用や効果のみならず、間接的にもたらされる正又は負の影響も把握する必要がある。
- ・ 可能な部分は定量化するのが望ましい。

◇副次的な影響及び波及的な影響の考え方◇

考え方	例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合に記載する。 ・ 副次的な影響は、規制の新設又は改廃により<u>直接意図したものではない正又は負の影響</u>を指す。CO2排出量等の環境に与える影響や人々の行動変化を通じた影響が挙げられる。 ・ 波及的な影響は、特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響(※)、産業連関や貿易といった<u>市場を通じた影響等</u>を指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制による周辺商業施設等への経済的な負の影響 ・ 規制による事業者間の競争への負の影響

※ 波及的な影響のうち、競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握する。

<留意点>

- ・ 規制緩和の場合、元々当該規制が必要とされた理由があるはずであり、技術革新や社会経済情勢の変化、元々過大な規制だったということであれば、何らかのリスクが発生することが考えられるため、その有無を分析して記載するのが望ましい。

影響の定量化について

- 費用、効果等の影響については可能な限り定量化・金銭価値化(ただし、遵守費用は、少なくとも定量化)することとしているが、規制の政策評価においては、必ずしも正確な数値を求めているわけではなく、一定の仮定を置いて推計したり、幅を持たせた推計等も許容される。
- 費用や効果を定量的に示すことは、EBPM(証拠に基づく政策立案)にも資する。まずは一部でも定量化できないか検討し、それでも困難なものについて定性的に記載するのが適当

定量化に当たって必要なデータ等の入手方法(例)

- ・ 利害関係者からの情報収集
- ・ 既存の政府統計
- ・ 関連団体や企業等の公表情報
- ・ アンケート調査
- ・ モニタリング調査

※ 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」の【原単位データ等資料】(平成29年7月総務省行政評価局政策評価課)もご参照ください。

<留意点>

- ・ 過去の同種・類似の施策・事業における検討過程において、関係団体等からのヒアリングや市場調査等から参考となるデータが整理されたものもあるため、それらの審議会や検討会等の資料を参考にすることも有効

費用と効果(便益)の関係

費用と効果(便益)を、定量化部分と定性的部分を含めて比較検討し、副次的な影響及び波及的な影響を踏まえた上で、期待される効果(便益)が費用負担を正当化できることを分かりやすく論理的に説明する。

手法	概要	備考
費用分析	規制案や代替案の費用のみを比較する。	規制案が代替案に対して効果が同等または高い場合に用いられる。
費用効果分析	1単位の効果を得るためにかかる費用、あるいは、同一の費用で何単位の効果が得られるか、という基準で比較する。 (費用効果比: 費用/効果)	規制の効果が定量化されている場合は、費用効果分析を行う。この場合、基本的には、規制に費やす費用と得られる効果の関係が妥当であるかどうか評価する。複数案を相対比較する場合極めて有効である。
費用便益分析	費用と便益を同じ単位で比較する。(ともに金銭価値化されている) (純便益: 便益 - 費用)	規制の効果が金銭価値に置き換えられる場合は、便益から費用を引く形で費用便益分析を行い、差分である純便益が最大化されているかどうかを判断する。

費用及び効果の定量化がなされている推奨事例①

法令名：古物営業法の一部を改正する法律案

府省名：警察庁

規制名：営業制限の見直し

規制区分：緩和

【古物を受け取ることができる場所】

	営業所	住所等	その他
現行	○	○	×
改正	○	○	○ (仮設店舗)

【課題】

催事場等で開催される古物の展示即売会等において古物の売買契約が成立した場合であっても、古物を受け取るためには、取引の相手方が営業所に赴く等の必要があり、古物の買取り機会が制約を受けている。

【原因】

盗品等の流入を防止する観点から、古物営業法に基づき、古物商に対し古物の受取りをする場所を制限している。

【課題解決の手段】

・規制緩和
(行政指導、補助金、啓発等の手段は考えられない)

【規制(改正)案の内容】

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができることとする。

【費用】

<遵守費用：届出に要する費用（事務手続費用）>

約2億840万円 = 33.81円 × 45分 × 13万7千件

労働単価：33.81円/分（民間給与等実態統計調査の年間平均給与422万円 ÷ (60分 × 8時間 × 5日 × 52週)）、届出に要する時間：45分、届出件数見込み：13万7千件

<行政費用：届出処理費用>

約1億9100万円 = 66.37円 × (20分 × 13万2300件 + 32分 × 4700件) + 79.44円 × 0.5分 × 13万7千件

労働単価：66.37円/分（地方交付税関係参考資料の職員給与単価828万円 ÷ (60分 × 8時間 × 5日 × 52週)）、79.44円/分（同資料の所属長級給与単価）、届出処理時間：20分（営業所所在公安委員会経由：32分）、届出件数見込み：13万7千件（経由：4700件）、所属長決裁時間：0.5分

<行政費用：警察職員が仮設店舗を監督する費用>

約180万円 = (66.37円 × 79分 + 79.44円 × 1分) × 340件

監督時間：79分、監督件数見込み：340件

<間接的影響>

盗品等の処分に仮設店舗が利用されるおそれ → 適切な監督によりその影響は限定的

【便益】

売り上げの増加
約62億円

業界団体の試算

費用及び効果の定量化がなされている推奨事例②

法令名：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

府省名：環境省

規制名：第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務の遵守に係る措置

規制区分：拡充

【課題】

第一種特定製品廃棄等実施者（第一種特定製品（フロン類を冷媒として利用した業務用冷凍空調機器等）の廃棄等を行うおとする当該製品の管理者）には、当該製品の廃棄時にフロン類の引渡義務が課されているが、十分に履行されていない。

【原因】

廃棄等実施者の引渡義務に関する意識が低く、義務を履行しない場合でも廃棄等された第一種特定製品の処理が容易である。

【課題解決の手段】

・規制拡充
(税、賦課金、デポジット等の手段は課題があり、困難)

【規制（拡充）案の内容】

- ①引渡義務の違反について罰則を導入
- ②建物解体時における第一種特定製品の有無の確認書面の保存の義務付け
- ③第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの送付の義務付け
- ④引取証明書の写しの送付がない場合における当該製品の引取りの禁止

【費用（総額）：年間530万円～1,060万円】

<遵守費用：建物解体時における確認書面の交付に要する費用>
・約30～60万円 = 10～20円×3万件

書面のコピー費用：10～20円、第一種特定製品が設置されている可能性のある業務用・商業用の建築物等の解体時の届出件数及び通知件数：3万件

<遵守費用：引取証明書の写しの送付に要する費用>
・約500～1,000万円 = 10～20円×50万件

書面のコピー又はFAX費用：10～20円、第一種特定製品の廃棄件数：50万件

<行政費用：建物解体に係る報告徴収及び立入検査に係る費用>
・年間3,000～4,000件程度 ※ 合同パトロールと同時に実施又は振替などのため追加費用は遵守費用に比してごく軽微

<行政費用：第一種特定製品引取等実施者への報告徴収・立入検査に係る費用>
・年間1,000～2,000件程度 ※ 第一種フロン類充填回収業者への報告徴収・立入検査と同時に実施又は振替などのため追加費用は遵守費用に比してごく軽微

<間接的影響>

・当該製品が不法投棄されるおそれ→廃棄物処理法の抑止効果によりその影響は極めて限定的

【便益（総額）：

約104億～約1,069億円（2020年時点）】

フロン類の廃棄時回収率の増加による温室効果ガス削減効果

9,480万ドル～9億7,170万ドル
= 790万t-CO₂×12～123ドル

・フロン類の廃棄時回収率を2020年度に政府目標である50%とすることで削減される温室効果ガスの排出量：790万t-CO₂

・CO₂の社会的費用（米国行政管理予算局が規制影響分析に使用するための単価）：12～123ドル/t(2020年)

(参考)「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】」(平成29年7月総務省行政評価局政策評価課作成)

【規制（改正）案の確定】

平成31年3月19日改正法案閣議決定
令和元年6月5日改正法公布

【事後評価】

実施時期：施行から5年を経過した後に事後評価を実施する
指 標：フロン類の廃棄時回収率

※ 1ドル=110円（平成30年12月25日財務省告示第341号）

代替案との比較

- 想定され得る代替案を設定し、代替案についても費用と効果の分析を実施し、規制案との比較を行う。
 - より効果的・効率的な手段がないか検討した上で、規制案が最も効果的・効率的であることを説明する。
- なお、ここでいう代替案は、本案と内容が異なる規制の案のことであり、行政指導や助成金といった非規制案との比較は、「規制の目的、内容及び必要性」(P7)で行う。

<代替案の例>

視点	内容
① 適用対象範囲の変更	適用対象範囲の拡大・縮小、または対象自体を変更したケースを想定
② 対象の要件による変更	適用対象における要件の基準・定義・範囲を変更したケースを想定
③ 適用時期、発効時期の変更	適用や発効の時期やタイミングを変更したケースを想定
④ 規制の水準・レベルの変更	規制の水準・レベルをより厳格にした場合、緩和したケースを想定
⑤ 規制手段の変更	規制のやり方・手順などを変更したケースを想定(特に費用に影響)

事後評価の実施時期等

■ 事後評価の実施時期

- 事後評価を確実に実施するため、**実施時期**を事前評価の時点で明確にしておく必要がある。
- 実施時期については、ガイドラインにおいて、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとされており、同計画では、**法令等に見直し条項がないもの**については、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は**最長5年**とすることとされている。

※ **改正前のガイドラインに基づいて事前評価を実施した規制についても、平成29年10月以降に見直し時期が到来するものは対象**

■ 事後評価の実施方法

- 事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するか、必要な**指標**を事前評価の時点で明確にしておく。
- 規制内容によっては、事後評価までの間にモニタリングを実施し、その結果を基に事後評価を行うことが必要になる。そのため、指標を明確化するとともに、その指標を測定する方法等についても併せて検討しておくことが望ましい。

<指標の例> 規制の概要：医薬品である覚醒剤原料を必要とする患者が、事前に厚生労働大臣の許可を受け、医薬品である覚醒剤原料を携行して出入国することを認める。

影響項目	指標の例
遵守費用	<ul style="list-style-type: none">・ 1件当たりに要する申請時間・ 患者による申請件数
行政費用	<ul style="list-style-type: none">・ 1件当たりに要する審査時間及び人員数・ 許可件数
効果（便益）	<ul style="list-style-type: none">・ 当該許可を受けた出入国者数

事後評価

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律

行政機関は、**基本計画**(※1) **及び実施計画**(※2) **に基づき、事後評価**を行わなければならない(法8条)

※1 行政機関の長は、3年以上5年以下の期間ごとに政策評価に関する基本計画を定めなければならない(法6条)

※2 行政機関の長は、1年ごとに事後評価の実施に関する計画を定めなければならない(法7条)

○ 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定 平成29年7月28日一部変更)

I 政策評価に関する基本計画の指針

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、次の各号に掲げる政策については、当該各号に定めるとおり事後評価を行うものとする。

(イ) **規制に係る政策** 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)において、規制所管府省は規制シートの作成に当たり、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施するとされたこと及び総務省において事後検証について点検を行うこととされたことを踏まえ、各行政機関の長は、**事前評価を実施した規制**に係る政策については、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。また、**規制の見直し時期**が到来する際に実施計画において事後評価の対象として定める。

■ 規制の事後評価の全体的な流れは、大きく区分すると、以下の3つのステップとなる。

STEP1
事前評価時の想定との
比較

- ・ 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認
- ・ 想定外の影響の発現有無を確認
- ・ 事前評価時におけるベースラインについて検証
- ・ 規制(緩和)を継続する必要性について検証

STEP2
費用、効果(便益)及び
間接的な影響の把握

- ・ 事前評価時の費用推計と事後評価時に把握した費用に乖離がある場合、その理由を明らかにする。
- ・ 事前評価時の効果(便益)予測と事後評価時に把握した効果(便益)に乖離がある場合、その理由を明らかにする。

STEP3
考察

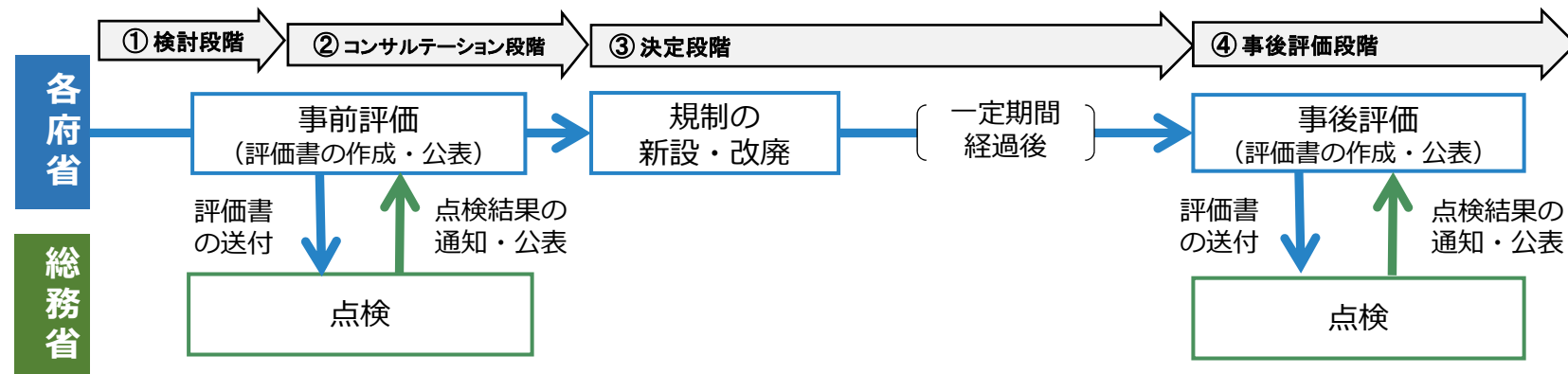
- ・ 事後評価を行った結果、どのようなことが明らかになったか。明らかになったことを踏まえ、どのような対応を行うことが妥当か。規制の改廃を判断する根拠として活用

(参考1) 平成30年度における規制に係る政策評価の点検結果(概要)

本点検は、各府省において実施された規制の政策評価について、客観性・厳格性を確保するとともに、その実効性を高め、評価の質を向上させることを目的として実施するものです。

■ 規制評価・点検の仕組み

- 総務省は、各府省が実施した評価について、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成29年改正）」の主要なポイント（遵守費用の定量化等）の実施状況を中心に点検し、結果を公表
- 各府省に対し、個別の改善点を指摘

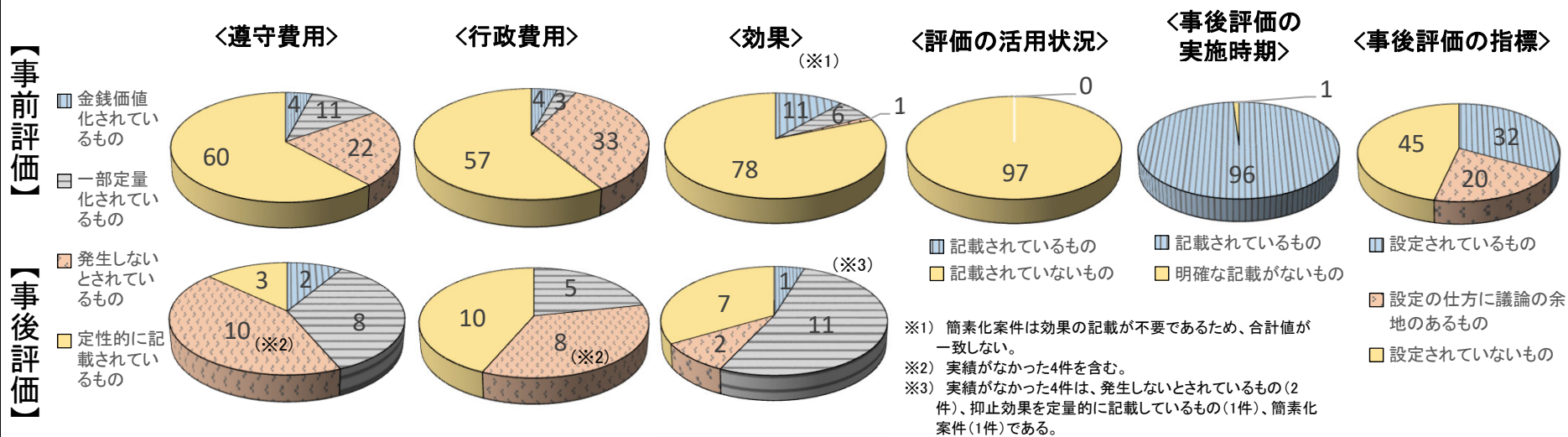


■ 平成30年度に実施された規制の評価の点検の概要

- 平成30年度中に各府省において実施された規制の政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制（計120件）を対象に点検を実施
【内訳】事前評価97件、事後評価23件
- 各府省への主な指摘事項
 - ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化を促進
 - ② 規制の検討段階等における事前評価の活用の促進
 - ③ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標の明示の徹底
- 金銭価値化・定量化がなされていない評価書が依然として多い状況にあることから、規制の評価の質の向上のため、推奨事例を横展開

1 規制の政策評価の点検の状況

- 平成30年度中に各府省において実施された規制の政策評価は、事前評価98件、事後評価23件の計121件
- このうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした事前評価97件(うち簡素化1件)、事後評価23件(うち簡素化2件)の計120件を対象に点検を実施



2 各府省への主な指摘事項

- **下記のような手法により、費用及び効果の金銭価値化・定量化を促進**
 - ・ 効果が費用を正当化できる旨の説明が説得力を持つよう、費用・効果等の内容を適切に洗い出し
 - ・ 申請等作業を伴う費用について、作業時間を「仮定」し、平均時給から人件費を算出
 - ・ 有識者会議資料や関連団体の公開情報等の数値を参考に費用や効果を算出
 - ・ 少なくとも例示や目安など、大まかな規模感が分かる程度の数値は提示
- **規制の検討段階等における事前評価の活用の促進**
- **事前評価書への事後評価の実施時期及び指標の明示の徹底**

簡素化した評価手法

■ 簡素化した評価手法

- ・ 社会に対する影響の大きい規制の評価に注力する観点からも、メリハリのある評価の手法を導入
- ・ 通常の事前評価書と比べて、「直接的な効果(便益)の把握」、「費用と効果(便益)の関係」及び「代替案との比較」が不要になる。

【要件】

以下のいずれかに該当する場合、簡素化した評価手法を適用できる。

- ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額(10億円未満)(但し、金銭価値化した遵守費用の推計を記載)
- ② 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの
- ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの(但し、金銭価値化した遵守費用の推計を記載)
- ④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの(但し、金銭価値化した遵守費用の推計を記載)
- ⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの
- ⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの
- ⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの

<簡素化した評価手法を使うには>

当面の間、総務省行政評価局の事前確認手続きを経る必要

- (1) 簡素化した評価書原案(様式2のうち、「規制の目的、内容及び必要性」欄及び上記要件に該当することの説明を記載する欄を埋めたもの)を作成し、総務省行政評価局に連絡
- (2) 行政評価局は、必要に応じて政策評価審議会委員から意見聴取の上、簡素化した評価手法の適用が妥当か否かについて1週間以内を目途に回答
- (3) 簡素化した評価手法の適用が「妥当」との回答の場合、様式2の「規制の事前評価書(簡素化)」を作成する。適用が「不适当」との回答の場合、様式1の通常の評価書を作成する。